

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月21日
【会社名】	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー (HSBC Holdings plc)
【代表者の役職氏名】	グループ・ファイナンス・ディレクター イアン・マッケイ (Iain Mackay, Group Finance Director)
【本店の所在の場所】	連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8 (8 Canada Square, London E14 5HQ, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神 田 英 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6632-6600
【事務連絡者氏名】	弁護士 芦 澤 千 尋
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6632-6600
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

1. 本書において別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「HSBCホールディングス」、「エイチエスピーシー・ホールディングス」または「当社」とは、

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーをいう。

「HSBC」、「エイチエスピーシー」または「当グループ」とは、

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社をいう。

「英国」または「連合王国」とは、

グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

2. 別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」または「ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」または「日本円」は日本の法定通貨を指す。2016年11月28日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場の米ドルの日本円に対する仲値は、1米ドル＝112.24円であった。本書において記載されている米ドルの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

3. 別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」は英国スターリングポンドを、「ペンス」は英国の通貨であるペンスを指す。2016年11月28日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買

相場のポンドの日本円に対する仲値は、1ポンド=139.94円であった。本書において記載されているポンド/ペンスの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

4. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

## 1【提出理由】

当社は、当社の発行する新株予約権証券の本邦以外の地域における募集について、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、以下のとおり本臨時報告書を提出いたします。

(注) 本新株予約権証券は、1993年に取締役会により採択され、株主総会で承認された、当社の貯蓄連動型ストックオプション制度(英国用)(以下「本制度」という。)に参加することを選択した当社またはその指定子会社の日本国外の適格従業員に対して、本制度に関する規則(以下「本規則」という。)に基づき付与される。

## 2【報告内容】

(1) 有価証券の種類および銘柄  
新株予約権証券

(2) 発行数  
15,043,601個

(3) 発行価格および資本組入額  
発行価格：0ポンド(0円)  
資本組入額：0ポンド(0円)

(4) 発行価額の総額および資本組入額の総額  
発行価額の総額：0ポンド(0円)  
資本組入額の総額：0ポンド(0円)  
本新株予約権証券は、日本国外における適格従業員に対し、何らの支払を伴うことなく発行(付与)される。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数  
株式の種類  
当社普通株式(以下「普通株式」という。)  
株式の内容  
本制度に基づき発行される普通株式は、あらゆる点においてその時点において発行済である普通株式と同順位であるものとする。ただし、行使日より前の基準日に従う普通株式に付随する権利については同順位ではない。  
株式の数  
最大合計15,043,601株

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
普通株式1株当たり4.4037ポンド(616円)  
適格従業員が、自身に付与された新株予約権について取得できる普通株式の価格は、取締役会が決定し、以下の金額のうち高い方の金額を下回ってはならない。

## 市場価格の80%

市場価格とは、あらゆる日における普通株式について、

- (x) 下記(y)に言及される場合を除き、1992年課税対象利益課税法第8部に従い決定され英国歳入関税庁株式評価局が事前に同意した市場価格、または
- (y) 普通株式が英国上場当局によって上場されている場合、本規則2(1)に基づいて行われる勧誘の日付の直前の5取引日(ただし、当該5取引日は、付与期間に含まれる日とする。)における普通株式の株価の仲値の平均(ロンドン証券取引所の「デイリー・オフィシャル・リスト」による。)をいう。

ただし、2003年所得税(収入および年金)法別表3の48(3)項に規定される制限を受ける対象株式の市場価格はあたかも当該制限を受けていないかのように決定される。)

株式が取得されようとしている場合、株式の額面価額(本規則10(1)に基づく調整の対象となる。))。

### (7) 新株予約権の行使期間

取締役会の決定に従い、2019年11月1日から2020年4月30日まで、または2021年11月1日から2022年4月30日までのいずれかが行使期間となる。

### (8) 新株予約権の行使の条件

- (a) 下記 および本規則7に定める場合を除き、本新株予約権は、以下に定める期間(関連する貯蓄契約に基づくボーナス日(貯蓄契約に定められる最少ボーナス(36ヶ月間の月極積立の後に支払われるボーナス(貯蓄契約に基づき積立金を払い戻す際に指名貯蓄機関が行う追加支払いであって、貯蓄契約に基づく最終ボーナスとしての支払額をいう。))をいう。))または標準ボーナス(60ヶ月間の月極積立の後に支払われるボーナスをいう。))のいずれかにおいてボーナスの支払期限が到来する最も早い日をいう。)に開始する。)においてのみ、これを行行使することができる。
- (b) 下記 (a)および(b)に定める場合を除き、ボーナス日から6ヶ月後以降に本新株予約権を行行使することはできない。
- (c) 下記 に定める場合を除き、本新株予約権の保有者は、自身が当社およびその指定子会社の取締役または従業員である期間においてのみ、本新株予約権を行行使することができる。

本新株予約権の保有者または当該者の遺産管理人は、以下に該当する状況に関連する特定の期間内に本新株予約権を行行使することができる。

- (a) 本新株予約権の保有者がボーナス日前に死亡した場合、当該死亡日後12ヶ月以内。
- (b) 本新株予約権の保有者がボーナス日後6ヶ月以内に死亡した場合、ボーナス日後12ヶ月以内。
- (c) 傷害もしくは疾病、1996年雇用権利法上の意味の範囲内の人員削減または当社の通常の定年退職方針に基づく定年退職のために就労が不可能であることを理由とする、本新株予約権の保有者の(本制度に参加する資格の根拠となる)役職または雇用の終了後6ヶ月以内。

- (d) (i)当社が本新株予約権の保有者が勤務していた会社の支配権を喪失したこと、または(ii)本新株予約権の保有者が従事している事業もしくは当該事業の一部が当社の関連会社もしくは子会社ではない者に移転したことを理由とする、本新株予約権の保有者の(本制度に参加する資格の根拠となる)役職または雇用の終了後6ヶ月以内。
- (e) 雇用会社の同意を得た上での早期退職または妊娠を理由とする役職または雇用の終了後6ヶ月以内(本新株予約権の付与日後3年超とする。 )。

本制度において(とりわけ下記 (e)に関して)、本新株予約権を行使する以前において、妊娠または出産に伴う出産休暇(1999年雇用関係法に定義される。)中の女性かつ1999年雇用関係法に基づく復職に係る権利を行使する女性は、かかる役職または雇を終了していないものとして扱われる。当該女性が復職に係る権利を行使しない場合、当該女性は、当該女性が復職する資格を有する最終日においてかかる役職または雇を終了したものとしてみなされる。

上記 (c)、 (c)ないし(e)および下記 (e)に関して、いかなる者も、当社もしくは当社の関連会社または当社が支配権を有する会社における役職または雇を終了するまで、(本制度に参加する資格の根拠となる)役職または雇を終了したものとして扱われることはない。本規則において、関連会社の定義には、本規則別紙第35(4)項における修正後の意味が含まれている。

本新株予約権は、以下の事由が最初に発生した時点で失効する。

- (a) 下記(b)が優先するが、ボーナス日から6ヶ月の期間満了時
- (b) 本新株予約権の保有者が死亡した場合、
- (x) ボーナス日前の場合は、死亡日から12ヶ月後
- (y) ボーナス日後の6ヶ月間の場合は、ボーナス日から12ヶ月後
- (c) 上記 (c)、(d)および(e)に定める該当する期間の終了。ただし、かかる該当する期間が終了した時点において、上記 (a)または(b)に基づく時間が減少している場合、本新株予約権は、上記 (a)または(b)に基づく期間の終了まで、本 (c)項を理由として失効することはない。
- (d) 本規則7(2)(b)、(c)および(d)に定めるいずれかの行使期間の終了。ただし、本規則7(3)に基づき繰り越される本新株予約権の場合を除く。
- (e) 上記 に定める理由を除くあらゆる理由により、本新株予約権の保有者が当社およびその指定子会社または当社の関連会社の取締役または従業員でなくなった日付
- (f) 当社の強制解散に関する決議が可決された、または裁判所により当社の強制解散が命じられた日付
- (g) 本新株予約権の保有者の作為または不作為により、当該保有者が本新株予約権の法律上または実質上の所有権を喪失した日付
- (h) 本規則7(3)に従い、本規則7(1)(a)が適用される場合、同規定において言及される当社の支配権を獲得する者が、最初に2006年会社法第979条ないし982条または983条ないし985条に基づき強制的に対象株式を取得する資格を得または義務を負った日付から6週間

- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額  
1株当たり4.4037ポンド(616円)

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本規則において別段の定めのある場合を除き、全ての本新株予約権は、本新株予約権を付与される本新株予約権の所有者の固有のものとし、これを移転、譲渡または請求することはできない。各新株予約権証券には、その旨が記載される。

(11) 発行方法

適格従業員に対して割り当てる方法による。

(12) 引受人の氏名または名称

該当なし

(13) 募集を行う地域

英国

(14) 提出会社が取得する手取金の総額ならびに用途ごとの内容、金額および支出予定時期

提出会社が取得する手取金の総額

払込金額の総額 総額約66,285,228.00ポンド(9,275,954,806円)

発行諸費用概算額 総額0ポンド(0円)

差引手取額 総額約66,285,228.00ポンド(9,275,954,806円)

手取金の用途

一般的に、当社の通常の営業のための資金として使用される。ただし、その具体的な内容、用途ごとの金額および支出予定時期については、当社の経営状況等に応じて決定される見込みであり、現時点では未定である。

(15) 新規発行年月日

2016年9月21日

かかる新株予約権の新規発行日(付与日)において、各適格従業員は、本制度の下、行使期間に普通株式を購入する権利を付与される。

(16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし

その他の事項

払込済株式資本(2016年6月30日現在) 9,906百万米ドル(1,111,849百万円)

発行済株式総数(2016年6月30日現在)

	発行済株式総数(株)
額面0.50米ドル普通株式	19,812,814,758
額面0.01米ドル非累積優先株式	1,450,000

額面0.01ポンド非累積優先株式	1
------------------	---

以上